

遺言書ほかんガルー

自筆証書遺言書保管制度

自筆証書遺言書管理制度の主な手続

遺言書を預けたい
(遺言書の保管の申請)

預けた後に

預けた遺言書を見たい
(遺言書の閲覧(注))

遺言者の手続

預けた遺言書を返してもらいたい
(遺言書の保管の申請の撤回)

預けた後に

変更事項を届け出たい
(住所等の変更の届出)

遺言書が預けられているか確認したい
(遺言書保管事実証明書の交付の請求)

遺言書がある

遺言書の内容の証明書を取得したい
(遺言書情報証明書の交付の請求)

相続人等の手続 (相続開始後)

遺言書がある

遺言書を見たい
(遺言書の閲覧(注))

法務局(遺言書保管所)
から通知を受け取ったら?

(注)「遺言書の閲覧」には、原本の閲覧とモニターによる閲覧があります。モニターによる閲覧とは、法務局(遺言書保管所)に設置されているモバイル端末で、遺言書の画像情報を閲覧することです。

法務局に預けた場合、どんなメリットがあるの？

遺言者のメリット

- ・遺言書の紛失・亡失を防ぐことができます。
- ・遺言書の破棄、隠匿、改ざん等を防ぐことができます。
- ・遺言書の保管申請時には、民法の定める自筆証書遺言の形式に適合するかについて、外形的なチェックが受けられます。
- ・遺言書は、原本に加え、画像データとしても長期間適正に管理されます。

相続人・受遺者等のメリット

- ・相続開始後、家庭裁判所における検認が不要です。
- ・相続開始後、法務局(遺言書保管所)から、遺言書を保管していることをお知らせすることで、相続人等が遺言書が保管されていることを把握できます。
- ・遺言書の原本が保管されている法務局(遺言書保管所)であるか否かにかかわらず、全国どこの法務局(遺言書保管所)でも、モニターによる遺言書の閲覧や、遺言書情報証明書の交付が受けられます。

遺言者はどんな手続をすればいいの？

遺言者



予約・申請

遺言者本人が遺言書を作成し、管轄の法務局（遺言書保管所）に申請の予約をした上で、直接本人が出向きます。

※ 遺言者本人が、法務局に出向くことなく、手続を行うことはできません。

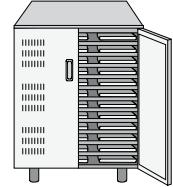
法務局

（遺言書保管所）

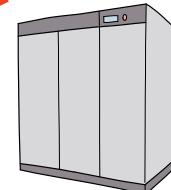


法務局の事務官
（遺言書保管官）

- ①本人確認
- ②遺言書の方式の適合性
(署名、押印、日付の有無等)を外形的に確認等



原本保管



画像データ化

預ける（保管の）申請に必要なものは？

- ・**自筆証書遺言書**（用紙の大きさはA4判、片面で、とじたり封のされていないもの）
- ・**保管申請書**（法務省指定の様式）
- ・**添付書類**（本籍及び筆頭者の記載のある住民票の写しなど）
- ・**本人確認書類**（マイナンバーカードや運転免許証などの顔写真付きの身分証明書）
- ・**手数料**（1件につき3,900円（収入印紙で納付））

どこの法務局で保管の申請をすればいいの？

遺言書の保管の申請は、遺言者の**住所地**、**本籍地**、**所有する不動産の所在地**のいずれかを管轄する法務局（遺言書保管所）であれば、どこででも可能です。ご自身にとって一番便利なところを選んでください。

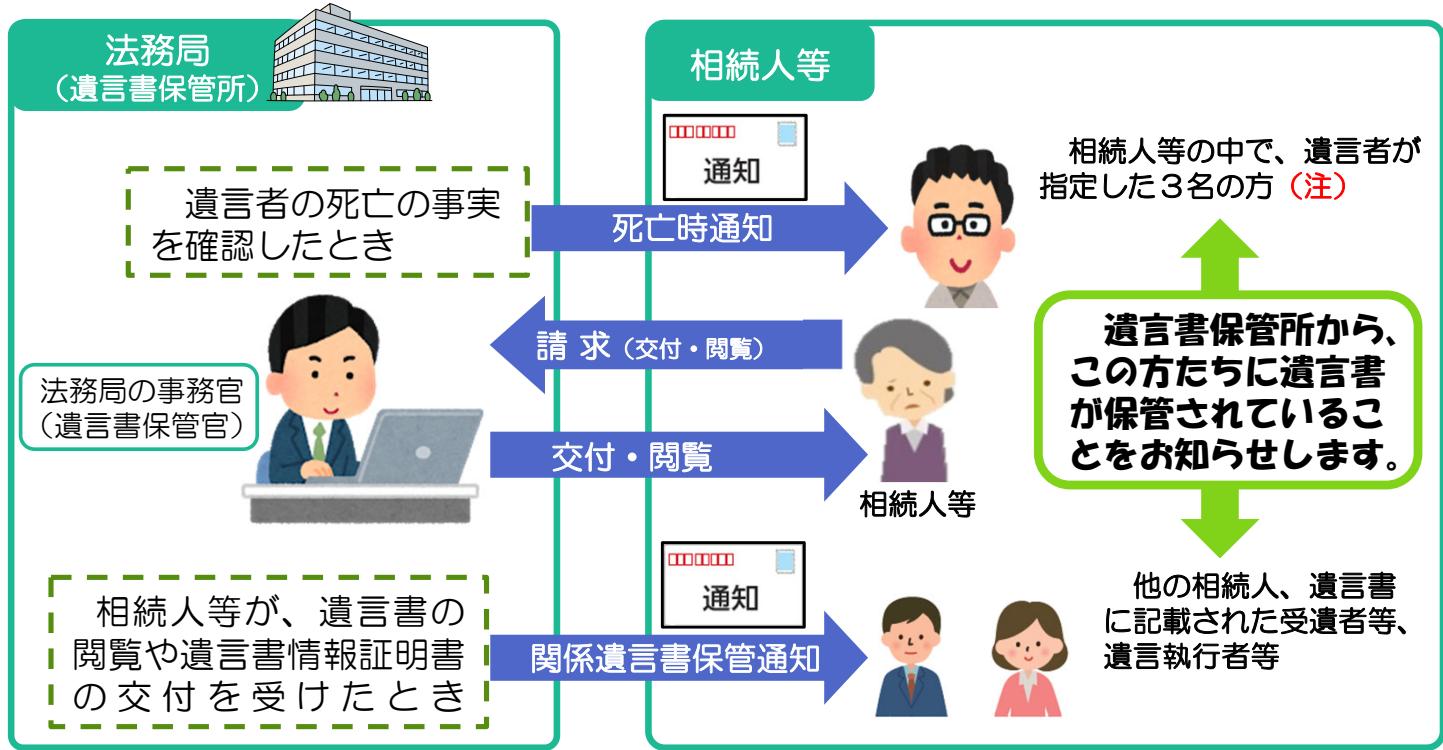


茨城県内の法務局（遺言書保管所）は、最終ページのとあります。
茨城県以外については、法務省ホームページで御確認ください。

遺言者が亡くなられた後は、どんな手続をすればいいの？

この制度では、相続人等の方は主に以下の3つることができます。

- ・遺言書保管事実証明書の交付の請求（1通800円）
- ・遺言書情報証明書の交付の請求（1通1,400円）
- ・遺言書の閲覧（モニター1回1,400円／遺言書原本1回1,700円）



⚠ 注意事項(必ずお読み下さい)

遺言書の保管申請をお考えの方は、以下の点に御注意ください。

- ・事前に予約をしてから遺言者本人が来庁してください。
ご本人が来庁しない場合は受付できません。
- ・遺言の方式は主に、「公正証書遺言」と「自筆証書遺言」があります。
法務局(遺言書保管所)でお預かり(保管)できる遺言書は「自筆証書遺言」のみです。
財産目録はパソコン等での作成も可能ですが、本文や付言事項は自書が必要です。
また、公正証書遺言に関する相談は、お近くの公証役場へお問合せください。
- ・法務局では、遺言書の内容に関する御相談には応じることができません。遺言書の内容について御不明な点がある場合は、弁護士等の法律の専門家に御相談ください。
- ・遺言書の保管申請を行うには、顔写真付きの官公署から発行された身分証明書が必要です。
健康保険証のように顔写真がないものでは手続ができませんので、御注意ください。
- ・遺言書の保管の申請の際に添付する住民票の写しは、本籍及び筆頭者の記載入りのものが必要です
ので御注意ください。
- ・一度保管した遺言書は、保管の申請の撤回をしない限り、返却されません。
控えを手元に置いておきたい方は、来庁前にコピーをしておいてください。

問合せ先・詳しい手続について

茨城県内の法務局（遺言書保管所）と、それぞれの管轄地域は以下の表のとおりです。不明なことがありましたら、以下の各連絡先へお問合せください。

茨城県内の遺言書保管所	管轄区域
水戸地方法務局本局 ☎ 029-227-9917 (直通)	茨城県全域
水戸地方法務局日立支局 ☎ 0294-21-2253 (代表)	茨城県全域
水戸地方法務局常陸太田支局 ☎ 0294-73-0221 (代表)	茨城県全域
水戸地方法務局土浦支局 ☎ 029-821-0792 (代表)	茨城県全域
水戸地方法務局龍ヶ崎支局 ☎ 0297-64-2607 (代表)	茨城県全域
水戸地方法務局鹿嶋支局 ☎ 0299-83-6000 (代表)	茨城県全域
水戸地方法務局下妻支局 ☎ 0296-43-3935 (代表)	茨城県全域

あなたの大切な
遺言書を法務局
(遺言書保管所)
が守ります。



遺言書ほかんガルー



遺言・相続等に関する法制度や相談窓口についての問合せは

日本司法支援センター（法テラス） <https://www.houterasu.or.jp/>
おなやみなし
法テラス・サポートダイヤル **0570-078374**
(IP電話からは **03-6745-5600**)

遺言書や登記等の相続に関する手続のご相談についての問合せは

茨城司法書士会 <https://www.ibashi.or.jp/>

公正証書遺言については

茨城県内の公証役場
(公証役場一覧) <http://www.koshonin.gr.jp/list/ibaraki>

自筆証書遺言書保管制度の詳しい手続や予約方法については

法務省 https://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html

